

●特別社員【本則】

| 本則 | | | |
|----|--|--|---|
| | 現行 | 改訂 | 備考 |
| | 第 15 章 効力 | 第 15 章 効力 | |
| | 第 1504 条(有効期間) 本協約の有効期間は、 <u>2025</u> 年4月1日から <u>2026</u> 年3月31日までとする。 | 第 1504 条(有効期間) 本協約の有効期間は、 <u>2026</u> 年4月1日から <u>2027</u> 年3月31日までとする。 | ・有効期間の更新 |
| | 第 1505 条(自動更新) 本協約は、期間満了 90 日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、 <u>2027</u> 年3月31日を超えることはできない。 | 第 1505 条(自動更新) 本協約は、期間満了 90 日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、 <u>2028</u> 年3月31日を超えることはできない。 | ・有効期間の更新 |
| | 第 16 章 付則 | 第 16 章 付則 | |
| | <u>2025</u> 年3月31日 株式会社 エムアイカード 代表取締役 <u>梅田 貴生</u> 三越伊勢丹グループ労働組合 エムアイカード支部執行委員長 <u>益田 直哉</u> | <u>2026</u> 年3月31日 株式会社 エムアイカード 代表取締役 <u>梅田 貴生</u> 三越伊勢丹グループ労働組合 エムアイカード支部執行委員長 <u>益田 直哉</u> | ・締結日は労働協約の有効期間の開始日前日とする ・労使代表者は、締結日時点とする |